

第56回 地方分権改革有識者会議
第161回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和5年11月16日（木）9：59～12：12

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、寺本久幸内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について
 - （2）地方分権改革の今後の方向性について
 - （3）その他
-

（市川座長）おはようございます。少し早いようですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから、第56回地方分権改革有識者会議と第161回提案募集検討専門部会の合同会議を開催いたします。

議員の皆様方及び構成員の皆様方には御多忙の中、御参集いただきまして深く感謝を申し上げます。

本日は、地方分権有識者会議の村木議員、山下議員、提案募集検討専門部会の磯部構成員は所用のため御欠席となっております。

なお、御欠席の山下議員におかれましては、事前に書面により御意見を頂戴しておりますので、参考資料6として配付させていただいております。

また、新たに御就任いただいた議員を御紹介させていただきたいと存じます。

木野隆之議員が本会議の議員を辞任され、後任として、宮田秀利福島県塙町長に新たにこの会議の議員に御就任いただいております。なお、宮田議員は本日所用のため御欠席となっております。

それでは、始めるに当たりまして、田和内閣府事務次官から御挨拶をいただきます。

よろしく申し上げます。

（田和内閣府事務次官）おはようございます。

本日は、政務三役が所用のためには出席できませんので、私のほうから一言御挨拶をさしあげたいと存じます。

各議員、構成員の皆様におかれましては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けまして、大変御尽力をいただいております、誠にありがとうございます。

特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様方におかれましては、前回は8月4日、この合同会議以降、関係府省から2度目のヒアリングをしていただきました。大変熱心な御検討をしていただいたところをごさいます、感謝を申し上げたいと思います。

その結果でございますが、一部御紹介いたしたいと思っておりますけれども、里帰り出産に関して、特に住所地と里帰り先の地方公共団体の情報連携の仕組みをしっかりと構築すべきというお話がございましたが、これにつきまして、地方公共団体等への実態調査といったものを踏まえまして、令和6年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずるといった回答をいただくなど、今年も多くの提案が実現できる見込みと聞いてございます。

本日の皆様方の御議論を踏まえまして、年末の地方分権改革推進本部及び閣議におきまして、例年のとおり、対応方針を決定いたしたいと思っております。

さらに、今年は提案募集方式が始まって10年目の節目でございます。前回までの御議論におきまして、今後の地方分権改革の方向性につきまして、大変御熱心に御議論をいただいたところでございます。これらの議論を踏まえまして、本日の会議では、地方分権改革の今後の方向性の案を御提示しております。御審議をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、本日もどうぞよろしくお願いたしたいと思っております。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

議題1の令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について、まず、大橋部会長から提案募集検討部会での審議報告をお願いいたします。

(大橋部会長) それでは、私のほうから、本年の提案募集検討専門部会における審議状況につきまして報告をさせていただきます。

資料1の2枚を御覧いただきたいと思います。

前回、8月4日の有識者会議の後、提案に対する関係府省の第二次回答を踏まえまして、9月には5日間にわたって第二次ヒアリングを行いました。第二次ヒアリングでは、38の項目について、関係府省から具体的な措置の内容や検討スケジュールについて、第一次ヒアリングのときよりもさらに深掘りした議論を行い、本日お示しする対応方針案の取りまとめにまで至った次第です。提案への対応について明確にするよう、その際には関係府省には求めてきました。

また、計画策定については、本年3月に閣議決定されたナビゲーション・ガイドに沿って対応するようにお願いした次第です。

本年の2度にわたるヒアリングを通じて感じました点を、2点ほどお伝えしたいと思います。

います。

一つ目は、10年を経てもなお新出の難問は存在するというのを改めて感じた次第です。

第一次ヒアリングの段階では、先行きが見通せない課題も複数存在いたしました。しかし、事務局が大変辛抱強く検討を重ねてくださったこと、改めてお礼申し上げます。

また、何と云っても、各省の担当者はその分野では大変詳しく、経験が豊富なわけですから、ヒアリングの場では、率直に具体の提案の解決に向けた手がかりを各省から引き出すように、例外的な対応を重ねる中で、提案実現に向けた道筋を一緒に考えるというような場面も複数存在したように思います。

考えてみますと、自治体からの提案は、決して国に対する対決や紛争の場ではないわけで、各省の所管する仕組みの不具合が本部会で顕在化するわけですから、支障の存在が明確化したのであれば、あとは国が現場に下りて、現場主義で問題解決に向けた取組を各省とこの部会が共同で作業する。そういう場面なのだということを改めて認識した次第です。

二つ目は、デジタル化が急速に進展する中で、本年はデジタルに係る提案が非常に多く、また、現在も仕組みが大きく変動している過程にあるということを実感いたしました。提案として出てくるのは自治体サイド、つまり、デジタルの仕組みを利用する側から、こうした部分が足りないという不足部分の提示なわけでした。提案は制度補完の訴えでもあるように受け止めました。予想していた以上に、まだ現場では紙ベースのアナログな行政運営が残っており、まだまだ改革すべき点が多くあります。デジタル庁やデジタル関係の会議がほかにも複数存在する中で、本部会がどこまで関与できるのか、すべきなのか。正直、悩む場面も少なくはなかったのですが、しかし、デジタル化に向けた政府全体の流れの中で、自治体側からの要望として出てきている意見を具体的な形で拾い上げて、それをデジタル庁等に伝達していくということは、本部会に課された重要なミッションであるということを改めて認識した次第です。

ヒアリングによる交渉を通じまして、後ほど事務局から説明がありますとおり、本年の提案募集の取組においても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができました。地方の現場の支障について、解決がたくさん図られる見込みであります。

政府におかれましては、年内の閣議決定に向けて、最終的な詰めをぜひよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

専門部会の皆様には、非常に熱心に審議、御検討いただきまして、心より感謝を申し上げます。

それでは、次に事務局から、対応方針案の概要と重点事項に係る対応結果の御説明をお願いいたします。

(田中参事官) 内閣府地方分権改革推進室参事官の田中と申します。

事務局の方から、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針の案について御説明をさせていただきます。

ただ今、大橋部会長からも御説明いただきましたように、提案募集検討専門部会の審議も踏まえて、関係部署と調整をいたしまして、対応方針の案がおおむね固まってきているところでございます。

対応方針につきましては、例年同様、年末の閣議決定を目指しており、この内容の本体はお手元の資料の資料4でございますが、本日は資料2及び資料3を中心にその概要を御説明させていただきます。

それでは、早速でございますが、資料2の1ページを御覧いただければと思います。

まず、1. 基本的考え方でございますが、平成26年から提案募集方式を導入し、地方分権改革の推進が地方創生における極めて重要なテーマであるということを掲げてございます。

続きまして、2. 一括法案の提出等についてでございますが、法律改正事項につきましては、令和6年の通常国会に一括法案等を提出することを基本とすること。また、現行規定で対応可能な提案につきましては、地方公共団体に対する通知等によって明確化をすること。引き続き検討を進めるようなものにつきましては、適切にフォローアップを行い、この有識者会議に報告をさせていただくということなどを記載してございます。また、四つ目の〇といたしまして、計画策定等につきましては、本年の3月に閣議決定をいたしました、いわゆるナビゲーション・ガイドを着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進することとしてございます。

続きまして、一番下の3. 対応状況についてでございますが、令和5年の提案230件のうち、これまでの提案募集で既に扱われたものや提案募集の対象外であるものなども除きました176件につきまして、内閣府と関係府省との間で調整を行ったところでございます。

提案募集検討専門部会での御審議など、先生方の御尽力や関係府省の真摯な御対応の結果、このうちの約9割につきましては何らかの対応ができるという成果を得ることができました。

また、令和5年の提案募集では、「連携・協働」、「人材（担い手）確保」を重点募集テーマとして設定してございましたが、これらに関連する提案のうち、実現に向けて検討等を行った案件は、「連携・協働」関係が13件、「人材（担い手）確保」に関する関係が20件となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

主な対応ということで掲載をしてございます。それぞれにつきまして御説明を差し上げます。

まず一つ目でございます。「幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特

例措置の延長」についてでございます。

原則、保育教諭等は幼稚園教諭の免許、保育士の資格の両方が必要でございますが、令和6年度末までの特例措置によりまして、いずれか一方を所有していることで保育教諭等として勤務することが可能となっております。しかし、特例措置の期限が到来いたしますと、両方の資格、免許を所有する保育教諭等の確保が困難になり、受入定員が減少するなど、保育の受皿拡充に支障を来すおそれがございます。

そこで、今回、保育教諭等となるための幼稚園の教諭の免許、保育士資格要件に関する特例及び資格取得要件の緩和措置の延長につきまして、こども家庭庁設置の保育士資格等に関する専門委員会で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるというものでございます。

続きまして二つ目、「管理栄養士国家試験の受験要件の見直し」についてでございます。

現行では、管理栄養士養成施設の卒業者や卒業の見込者につきましては、管理栄養士の国家試験の受験の要件といたしまして、栄養士の免許を取得する必要がございます。その申請の手続や申請の手数料の支払いが負担となっているところでございます。また、都道府県にとっては、受験の要件を満たすために栄養士免許の交付等を行わなければならない、負担となっているという状況でございます。

そこで、管理栄養士の養成施設卒業者や卒業見込者につきましては、管理栄養士国家試験の受験資格といたしまして、栄養士免許を取得することを不要とするということで、受験生や都道府県の負担が軽減されるというものでございます。

続きまして三つ目、「国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用」についてでございます。

現在、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等ができるのは、建築主事に限定されているところでございます。老朽化した公共施設の建て替えや大規模災害等の公共施設の再建等が円滑に行われますよう、民間の建築物に関する建築確認と同様に、これらの審査・検査等を指定確認検査機関も行うことができるようにするというものでございます。

続きまして四つ目、「生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化」についてでございます。

現行では、生産緑地を譲渡して農地以外のものにする場合には、これは二つの法律それぞれの手続を行う必要がございます。

そこで、今回、土地所有者、それから、地方公共団体の負担を軽減するという観点から、生産緑地法の手続をした方につきましては、一定の要件を満たす場合に公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出を不要とするというものでございます。

続きまして、五つ目でございます。「宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化」についてでございます。

閲覧制度につきましては、インターネットの閲覧を可能とするという方針を国土交通

省の方が示しているところをごさいますて、インターネットの閲覧とする場合には、閲覧の対象となる書類を全てPDF形式などのデジタルに置き換える必要がございまして、都道府県の事務負担が大きいなどの状況にございまして。

そこで、今回、宅地建物取引業者名簿等の閲覧対象書類につきまして、閲覧制度のデジタル化に伴い、当該制度の趣旨を踏まえつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障がない範囲内で合理化を行うというものでございまして。

2 ページの一番下でございまして。「獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し」についてでございまして、こちらにつきましては令和2年に提案があったもので、いわゆるフォローアップ案件になります。

現行では、オンラインによる届出の場合であっても、都道府県はシステム上で国への送付処理を要するなど、一定の事務負担が生じているという状況にございまして。

そこで、このたび、都道府県の事務負担を軽減するため、獣医師から農林水産大臣への氏名等の届出につきまして、オンラインによる届出の場合には、都道府県知事を経由を要しないということとするものでございまして。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

3 ページの一つ目でございまして、「国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療費助成制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し」についてでございまして。

現行では、国民健康保険の被保険者が区域外の医療機関等で地方単独医療費助成制度を利用する場合には、被保険者が一時立替払いを行った後、市区町村の方に現金給付に係る申請をする必要がございまして。それに伴いまして、市区町村では現金給付に係る事務が生じているという状況にございまして。

今回、被保険者、それから、市区町村、医療機関等の負担軽減等を図る観点から、地方公共団体と区域外の国民健康保険団体連合会との委託契約等により現物給付が可能であることを周知するとともに、当該委託契約が円滑に締結できるような取組ですとか、医療機関等の事務負担軽減のための方策について検討するというものでございまして。

続きまして二つ目、「里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築」についてでございまして。

現行では、出産のため、妊産婦が住所地の外に里帰りをされた際に、地方公共団体間で妊産婦に関する情報共有の仕組みが整備されていないため、里帰り先の地方公共団体や医療機関において支援が必要となる妊産婦の把握が困難でございまして、効果的なサービスの提供はできないといった状況にございまして。

それに対して、今回、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みを構築するため、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、必要な措置を講ずるというものでございまして。

続きまして三つ目、「妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築」についてでございます。

妊産婦健康診査につきましては、住所地の市町村が交付する受診票を利用することで、妊産婦が負担する健診に係る費用の助成がされるところでございますが、一定の利用可能区域を超えた場合には償還払いで対応せざるを得ないという状況でございます。また、住所地外の医療機関で健診を受診した場合には、受診結果情報が住所地の市町村へ共有されないという状況でございます。

そこで、今回、地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担軽減を図るとともに、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、必要な措置を講ずるというものでございます。

最後に、「地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化」についてでございます。

地方公務員の休暇制度につきましては、国及び他の地方自治体との権衡を失しないこととされており、自治会等の地域社会に貢献する活動に従事することを事由といたします特別休暇を各地方自治体の裁量で創設できるか不明確な状態でございます。

今回、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方自治体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化することにより、働き盛り世代の地域活動への参加を促すことを可能とし、自治会役員等の人材の確保を図るというものでございます。

こうした取組状況を踏まえまして、4ページ一番下に記載してございますが、全体を通じまして、資料の右下でございますが、実現・対応の割合が88.1%となっているところでございます。

続きまして、資料3を用いて、提案募集検討専門部会で御審議いただいた39の重点事項の対応案につきまして、先ほどの資料2において説明させていただいたもの以外のうちで、主なものにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この資料3の9ページを御覧いただければと思っております。

左の番号の18番、「保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止」についてでございます。

提案団体では、居室面積基準を「従うべき基準」から「標準」とする本特例を活用しながら待機児童の解消に取り組まれているところでございますが、令和6年度までとなっているこの特例の期限につきまして、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

左の番号の23番でございます。「既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等」についてでございます。

都道府県が定める他の計画が離島振興計画として必要な内容を含むなど、一定の条件

を満たす場合には、別途離島振興計画を策定する必要はなく、当該他の計画のうち、離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その際の留意事項を含め、令和5年度中に地方公共団体に通知をするというものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

番号でいうと25番でございます。「市町村農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正」を求めるものでございまして、令和3年に提案があったもので、いわゆるフォローアップ案件でございます。

市町村が作成をいたします農用地利用計画の変更案に対する異議の申出につきまして、その対象が計画の変更部分に関するもののみであることを明確化するなどの内容を含む形で、令和5年度中に農業振興地域制度に関するガイドラインを改正するものでございます。

最後に17ページをお願いいたします。

左の番号の39番でございますが、「日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化」を図るものでございまして、令和2年に提案があったもので、いわゆるフォローアップ案件でございます。

こちらにつきましては、日本赤十字社に対する寄附金など、活動資金に係る現金を取り扱う事務については、当該事務の適正な実施に関する取組を試行した上で、令和6年度中に当該取組を地方公共団体へ周知するものでございます。

資料3の御説明は以上でございます。

ただ今資料2、資料3で御説明した提案に対する関係府省の対応方針を取りまとめたものが資料4でございまして、こちらは対応方針案の本体となるものでございます。

私からの御説明は以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、以上の説明に対しまして、御意見、御質問のある方の御発言をお願いしたいと思います。

ウェブで参加の方は、手挙げボタン等、あるいは動作で示していただいても結構ですので、よろしくをお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 市長会から来ております、須坂市長の三木と申します。今日はありがとうございます。

まず、大橋部会長をはじめ、部会の皆さんに鋭意取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

それから、地方分権改革推進室の皆さんにも、これだけの膨大な資料をきめ細かく取りまとめていただきまして、また、今、分かりやすい御説明をいただきまして、ありが

とうございます。

私は、先ほど大橋部会長がおっしゃいました、地方自治体は国の各省庁と対決する気持ちがないというのはそのとおりでありまして、お互いにいい地域をつくっていきたいと思いますので、そういうような形でこれからも私どもとしても取り組んでいきたいなと思います。

それから、2つ目のデジタルの関係なのですが、デジタル庁に伝えていただくということはとてもありがたいと思っております。といいますのは、私どもの市でもそうなのですが、様々なデジタルに関する課題だとかがあります、なかなかそういうことをデジタル庁に伝える機会がないわけでありまして。そして、デジタル庁でやっておられる方も素晴らしいのですが、どちらかというと包括的、全体的なことを取り扱っていただいておりますので、個別の案件で取り扱っていただくこと自体が、実はそれぞれの団体だけでなく市町村全体にとってもプラスになるというようなことがありますので、ぜひそういうことでもつないでいただければ大変ありがたいと思います。

それから、今、いろいろ御説明していただきまして、本当に対応等していただきましてありがとうございます。私がこれをお聞きして感じましたのは、これだけの対応していただきましたのを、各省庁がそれぞれの自治体に通知した場合に、私どもの市もそうなのですが、なかなか私どもに伝わってこないのです。そうすると、各担当段階での重要性と私どもが考えている重要性が異なるものですから、この分権会議の資料をいろいろな形で、簡単にまとめていただいているからすごく分かりやすいのです。それが各省庁の通知のようにいろいろ長くなりますと、どれがポイントか分からなくなりますので、今のような資料を分かりやすくしていただけて提供していただければ、非常にありがたいと思いました。

あとは、個々にはいろいろ感謝したいことはありますけれども、取りあえずその点についてお礼を申し上げます。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

今の三木議員からの件に関して、事務局のほうで何かございますでしょうか。

(恩田室長) どうも御意見ありがとうございます。

デジタルの関係につきましては、次の議題の今後の方向性のところでも事務局から御説明をさせていただくと思いますけれども、各自治体からの個別のデジタルの提案についてしっかりと受け止めて、必要なものについては私どもで整理をし、また、必要なものについてはデジタル庁等としっかりと連携を取るというような形で対応させていただければと思っているところでございます。

また、分かりやすくという話につきましては、私どももいろいろ成果について事例集とかも作っているところでございますけれども、引き続き分かりやすいような形、また、この成果を、市長を始め、幹部の方々にもしっかりと知っていただくということは非常

に大切なことだと思っておりますので、工夫をさせていただければと考えております。
よろしく願いいたします。

(三木議員) ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、高橋座長代理、お願いします。

(高橋座長代理) それでは、分かりやすくとの話との関連で申し上げます。最近においても新聞を見ていて、これは提案募集で扱ったものがどこかの役所のリリースで出ていることが多い。ところが、提案募集で実現した点への言及は一切なくて、役所が自発的に、あたかも自分の成果のような形でリリースされている。このような記事を見ると、非常に複雑な気持ちがしています。

そういった意味で、各省との間で閣議決定までされたということですので、各府省がプレスリリースするときには提案募集の結果としてこういうふうになりました、ということ、担当記者さんに説明していただくことを政府全体で徹底していただけるとありがたいなと思います。この点については昔からお願いしているのですが、なかなか実現できないので、ぜひその辺、事務局にもしっかり対応していただければありがたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

こういう場があるということを知っていただく意味でも、そういう形は大切かなと思います。

それでは、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 御説明ありがとうございます。多くの方に御尽力いただいております。お取りまとめくださり、どうもありがとうございます。

私からは質問が2点ございます。

まず資料2の対応状況という部分で、実現できなかったものが21件とございますが、この実現できなかったものはどれかを確認するためにどの資料を参照すればよいか分からなかったもので、教えていただきたいというのが1点目でございます。

もう一つは、同じ資料2のスライド4のところで経年変化を見ますと、実現対応の割合というのが、平成26年度においては63.7%だったのが7割台、8割台となって今に至るということで、随分と増えているという形になっています。しかし、資料3を拝見しますと、提案の方向で検討するという前向きな回答と、必ずしも提案の方向で対応するわけではないような回答が混在しているように見受けられます。具体的に申しますと、例えばスライド13の項番26には「一定の要件を満たす場合に届出を不要とする」と書かれていますので、前向きに検討するという回答のように思います。他方で項番27には「届出を不要とすること等について検討する」と書かれていますので、必ずしも提案の方向で対応するという回答ではないように思われます。この表現の違いに、前向きに対応す

るのか、単に対応を検討するだけなのかという違いがもしあるとすれば、両方を「提案の趣旨を踏まえて対応」という件数にカウントすることで少し誤解が生まれるのではないかと思いつながりながら資料を拝見いたしました。その辺りについて教えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからその点をお願いいたします。

(田中参事官) 参事官の田中です。

御質問ありがとうございます。

まず、1点目の実現できなかったもの21件につきまして、今の時点でどれが21件なのかということをはっきりさせるような形にはなっていないのが現状でございます。

2点目でございますが、先生がおっしゃりますように、提案の趣旨を踏まえ対応、それから、現行規定で対応可能、これらを合わせたものとして小計のaとしてございますが、書きぶりとしていたしまして、確かに案件によりまして、提案している内容、地方からの提案そのものに対してどんぴしゃでと言いましょうか、そのとおり対応するというものもございませうば、それぞれはなかなかダイレクトにはできないものの、違う手段、手法によって何らかの解決策を図るということも含まれている。そういったものがある意味対応方針の文言としては書き分けて記載しているというところでございますので、例えばですが、必要な措置を講ずると書いてございますのは、正にこれからどんな措置が可能なのかどうかも含めて検討していくということも含んだ書きぶりとして、そういった書きぶりをしていくということでございます。

(市川座長) それでは、実際に審議いただいている専門部会の大橋部会長から、その点、もう少し説明していただくようにいたします。

(大橋部会長) この数字で出ている部分では、確かに実現できていなかった21という数字が非常に気になるところで、この中身ということも関心事なのです。先ほどありました重点事項といいますが、私どもがヒアリングまでして対応してもらおうよう要請した事項についてはこの21の中に入っていないということで、それ以外に様々な提案がある中でこういうような形で今回できなかったものがあるというものが21なのです。この詳細が今回の資料の中に入っていないので、もう少しそのところは説明がこれからはあってもいいのかなというような印象を持ちました。

あと、書きぶりが確かにいろいろ変わっているのですけれども、私どもが実際に交渉してみると、山登りで必ず特定のルートを通って山に登ることが重要ではなくて、場合によってはそれは難しいのだけれども、ほかの形でできれば、対案をいろいろ出して、そういう別案の形で解決を図るということはよくやっていることです。各省庁の事情もあるので、選択権を与えて、最終的に性能規定ではないですけれども、自治体が求めている目的は達成できるような手段は何かというようなことで実現してもらおうというようなことで代替措置みたいな形での取りまとめというのはよくやっていることで

す。それを事務局のほうで工夫して書いてくださったので、違うことをやっているような印象を受けたのかもしれないのですけれども、私としてはこれは一応各省庁には受け止めてもらえたと受け止めて、その中でダイレクトなものと同じような間接的なものも含まれているということです。そこは交渉している人間は分かるのですけれども、外から見ると確かにいろいろ関係ないものも含んでいるのではないかと思われるかもしれないのですけれども、そういうことはない数字です。こうしたことを前提にして、これから説明していただくといいのかなと思いました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

(恩田室長) この実現できなかったもの21件につきましては、事務局で工夫させていただきました。少し整理をさせていただければと存じます。

あと、先ほどのいろいろな文言につきましては、正直に申し上げまして、各省庁さんといろいろと折衝している中で、本当に具体的に決まっているものと、おぼろげながら決まっているものが文章の中の表現に表れているのではないかなと思っております。おぼろげなものにつきましては、私ども、今回提案を頂いて対応方針に書きましたけれども、来年以降もしっかりとフォローアップという形でちゃんとチェックをしていくこととなりますので、最終的にはこういう形で措置されたというものがまた対応方針には載ってくるということなので、例えばこの案件について少し方向が見えないなというものについては、来年の対応方針ではしっかりと方向が見えるものというものもあろうかと思っておりますので、そういった形で御覧いただければありがたいなと思っております。

(市川座長) ありがとうございます。

今の点に関してでも結構ですし、ほかの点でも結構ですけれども、御意見、御質問等はございますでしょうか。

それでは、勢一部会長代理、お願いします。

(勢一部会長代理) ありがとうございます。勢一です。

私も提案募集検討専門部会に携わりましたので、一言コメントをさせていただければと思います。

今回お示しの対応方針には賛同しております。御協力いただきました関係の皆様、特に提案団体、そして、御尽力いただいた事務局、あわせて、真摯に御対応くださった関係府省の方々へも改めてお礼を申し上げたいと思います。

提案募集も10年を重ねまして、府省と議論をする場合でも、地方団体が意識している現場主義でありますとか、制度の利用者目線というようなところ、先ほど部会長から御指摘がありましたけれども、そうしたところから制度検討することを共有していただける場面が増えてきたと思っています。その点では、提案募集を通じていろいろな制度改善が行われていることを毎回参加しながら実感しているところです。

特に私は計画策定ワーキングを預かっておりますので、計画策定に関する提案について少しお話しさせていただければと思います。

分かりやすい例でしたら、資料3のところで、22と23はどちらも計画策定に関する提案になっています。22のほうはギャンブル依存症対策推進計画と医療計画の一体的な策定を可能にするものですし、23のほうは離島振興計画を既存の計画に位置づけることを可能にするという提案で、どちらも実現に向けて調整をいただいているところになっております。

こういう形で関連する計画を統合的に一体として策定することで、地域にとってはまちづくりとか地域の発展に向けた総合的な政策展開が可能になるということになります。これまでは、個別法に基づいて計画策定が求められている場面については、法律ごとに計画を策定するというのがスタンダードなやり方だったわけですがけれども、しかし、実際に府省のほうに検討をお願いすると、複数の計画を一体に策定しても構わないとか、総合計画に位置づけても構わないという計画が実は一定数あるということが分かったところです。そうすると、法律に書いていない場合にそれができるのかどうかというところは、自治体の担当者としては非常に悩ましく、一步踏み出すことができないということもありました。これを提案という形で明確化していただくことで、担当者も安心して計画を策定することが可能になってきます。そうした運用改善にもこの提案募集の仕組みが寄与しているというところは、意義があるのかなと思っています。

やはり計画は計画策定の要請を満たすために策定するというものではなくて、地域にとって本当に必要な施策を展開するためにしっかり担保していくためのものですから、そういう利用者目線による計画をこれからもっと現場で活用していただければと今回の議論を通じて思ったところでございます。

私からは以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

今の点に関しましても結構ですけれども、ほかに何か御意見等はございますでしょうか。

それでは、特に御意見等がないようでしたら、本件については以上といたしまして、次の議題に入らせていただきたいと思います。

今いただきました御意見を踏まえまして、文言、これからの整理、それから、報告等について検討させていただきたいと思っております。また、対応方針の内容につきましても、事務局も再度文言等を検討して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、対応方針案を了承することといたします。

政府におかれましては、本日の議論も踏まえ、政府の対応方針の決定に向け、各府省との最終調整をお願いいたします。

それでは、議題の2の地方分権改革の今後の方向性について、事務局から御説明をし

ていただきます。お願いいたします。

(田中参事官) よろしくお願いいたします。

資料5をお願いいたします。

地方分権改革の今後の方向性についての案ということでございます。

本資料につきましては、本年6月、それから、8月に今後の方向性に関連して御議論を頂いたことを踏まえまして、取りまとめの案として事務局において御用意させていただいているものでございます。

目次をお願いいたします。

御覧いただきますように、全体として大きく3部立てとしてございます。1に序論、2に提案募集方式を導入して10年の総括、それから、3に今後の方向性という立て付けにしてございます。

説明の時間の都合上、限られてございますので、ポイントに限って御説明を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

右下番号の1番、次のページの1の序論をお願いいたします。

序論につきましては、右下のページの3ページまで序論が続きます。

序論について何を書いているかといいますと、地方分権改革の意義につきましてうたっております。

また、1ページ目の真ん中、「わが国では」という辺りから書き込んでいる形になってございますが、地方を取り巻く環境の変化にも言及をしながら述べているという形になってございます。

ポイントでございしますが、2ページをお願いいたします。

四つ目の■でございします。「もとより」のところでございますが、地方分権は、地域が自らの発想と創意工夫により問題解決を図るための基盤となるものである。分権改革は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体が自主的かつ総合的に担い、地域の諸課題に対応できるようにする改革であり、社会情勢が変化しても、こうした地方分権改革の意義は変わらないという形にしてございます。

3ページをお願いいたします。

その上で、社会情勢の変化、課題を踏まえながら、これからの時代にふさわしい国と地方の役割分担、あるいは連携の構築など、時代に即した地方分権改革へとその歩みを着実に進め、バージョンアップを図っていく必要があるということにしてございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ以降は10年の総括を述べているところでございます。右下のページで言うと、32ページまでが10年の総括ということでございます。

4ページ、5ページにつきましては、平成26年6月にこの有識者会議として、それまでの20年と、それから、改革の今後の進むべき方向を明らかにする観点から取りまとめ

をしていただいたところをごさいますて、その概要を記載をしているところをごさいます。

5 ページをお願いいたします。

■がごさいまするが、この取りまとめを受け、平成26年以降、提案募集方式の導入等の取組が進められてきたということで、進捗状況を次に見ていくという形にしてごさいます。

6 ページをお願いいたします。

まず、提案募集方式についてごさいまするが、27ページまでが提案募集方式の導入・推進ということでごさいます。まず①といたしまして、取組の概説を6ページに掲載しているということでごさいます。

7 ページをお願いいたします。

7ページから8ページにかけましては、提案の状況について記載してごさいます。

最初の■でごさいまするが、まず提案件数について言及してごさいます。10年間で3,521件の提案、また、毎年おおむね200から300件で堅調に推移しているという記載をしてごさいます。

その次の■では、提案団体に着目した記載をしてごさいます。都道府県ではほぼ全ての団体から提案が出されている一方で、町村に限定すると全体の約3割弱にとどまっているという状況にあるという記載をしてごさいます。

三つ目の■で提案内容に着目してごさいます。幅広い分野において多くの提案があるということを記載してごさいます。

8ページでは、提案の分野別についての概括的な記載をしてごさいます。

また、二つ目の○では、重点募集テーマに関連しての提案の状況も記載しているということをごさいます。

9 ページをお願いいたします。

9ページからは、イとして地方の提案に対する対応状況について記載をしてごさいます。

一つ目の■で記載してごさいまするが、昨年までの9年間で関係府省と調整を行った2,095件のうち、対応できるものの割合といたしまして約8割に上るという記載をしてごさいます。

10ページをお願いいたします。

10ページから19ページまでは、イの対応状況の(ア)分野別の対応状況ということで、分野別のそれぞれの状況を主なものとして具体的に紹介をしながら述べているということをごさいます。

これに関連して、住民サービスの向上につながった例を追記してごさいます。例えば10ページで言いますと、医療分野の主なものの二つ目の中ポツの2文目、「その結果」以降について記載するようなことを幾つかの分野について列記させていただいていると

ということでございます。説明の方は省略させていただきます。

すみませんが、20ページをお願いいたします。

分野別の対応状況が19ページまで続いた後に、(イ)として分野横断的な対応の状況ということで権限移譲や規制緩和、それから、次のページで言うと業務効率化、補助金の関係について記載をさせていただきます。

23ページをお願いいたします。

ウとして提案の裾野の拡大、提案内容の深化のための取組の状況につきまして、このページと次のページについて掲載させていただきます。○のところの見出しを見ていただきますように、地方自治体職員等向けの研修ですとか、あるいは提案検討の支援のツール、また、全国ブロック会の説明会の実施、また、次のページにお移りいただきまして、地方で活躍する職員等のネットワーク化、地方分権改革アワードの表彰、こういった取組についての記載をしているということでございます。

25ページをお願いいたします。

提案募集方式の小括、まとめという形で掲載をさせていただきます。

一つ目の■でございますが、最後のところ、着実に進められてきており、当該取組により相当程度成果が上がってきているということを記載させていただきます。

また、四つ目の■では、地方から制度改革に関する具体的な提案を求め改革につなげる仕組みとして導入され、相当程度定着していること、地方からも分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価を得ているという記載をさせていただきます。

それから、三つ目の■の真ん中、なお書きのところ、私ども内閣府の地方分権改革推進室において、従来から、地方公共団体から派遣された職員についてもこの事務に携わっているということについても、ここで記載をしているということでございます。

26ページにお移りいただきまして、まず一つ目の■で引き続き提案募集方式による取組を推進するということを掲載させていただきます。

その次の■で、「一方」でということ課題も挙げられるということで、課題を掲載させていただきます。その内容でございますが、一つ目の○、裾野の拡大への取組。二つ目で、複数の共通する、又は類似する提案への対処。それから、三つ目、このページの一番下でございますが、住民の声に依拠した提案。それから、次のページにお移りいただきまして、成果の住民への還元。また、フォローアップの在り方の検討。これらを課題として挙げられるという形にさせていただきます。

いずれにしても、このページの最後でございますが、これらの課題に適切に対応し、取組の深化を図っていくべきというまとめとさせていただきます。

28ページをお願いいたします。

28ページから30ページまでは効率的・効果的な計画行政の推進ということで、平成21年の分権改革推進委員会の三次勧告から説き起こすような形で、この計画策定の事務が地方公共団体の大きな負担になっていること、あるいは知事会からも令和2年に提言が

なされていること、また、提案募集方式の重点募集テーマに計画策定等が設定され、その後1年間の議論では不十分との問題意識から、この有識者会議において取りまとめがなされたといった記載を28ページでしてございます。

29ページをお願いいたします。

これらを踏まえて、この有識者会議の下にワーキンググループが開催され、報告書の取りまとめ等がなされたところであり、二つ目の■でございしますが、政府において骨太の方針2022での基本原則の盛り込み、また、三つ目の■でございしますが、いわゆるナビゲーション・ガイドの閣議決定などを記載しているということでございます。

30ページでは、「さらに」ということで、骨太方針の2023での明記や、その次の■でございしますが、ナビゲーション・ガイドに沿った対応の着手といった記載をしてございません。

31ページをお願いいたします。

31ページは、(4)といたしまして継続的・効果的な情報発信ということ、シンポジウムの開催や取組・成果事例集、動画の作成、ソーシャルメディアの活用等について言及をしてございます。

32ページをお願いいたします。

このページでは、国と地方の協議の場について記載してございます。一番下でございしますが、引き続き、国と地方の協議の場の活用を始め、国と地方の間での対話の充実を図っていく必要があるという記載をしているところでございます。

33ページをお願いいたします。

このページからは、3番といたしまして今後の対応の方向性を記載してございます。まず、(1)の継続して対応すべき事項の方向性について37ページまで記載をしてございます。

冒頭では、「従うべき基準」の見直しということ、ポイントでございしますが、二つ目の■、「従うべき基準」は真に必要なものに限るべきだと。地方の実情に即した対応ができるよう可能な限り参酌基準化するなどの見直しを行っていくべきという記載をしてございます。

また、2番目に効率的・効果的な計画行政の推進ということ、主な記載といたしましては、提案募集方式における個別具体の計画策定等の見直しや、各府省に対するナビゲーション・ガイド等に基づく適切な検討等の働きかけの必要性などについて記載をしてございます。

34ページをお願いいたします。

次のページでも計画行政の続きでございしますが、二つ目の■、加えて、本有識者会議におけるワーキンググループの討議等を踏まえ、実効性ある取組を更に進めることが期待されるという形にしてございます。

次に、国からの調査・照会業務の見直し、それから、次の35ページに飛びまして、補

助金に関する見直し、この二つにつきましては、デジタル技術の活用等を踏まえつつ、それぞれ継続して見直しを図っていくべきとしてございます。

続きまして、35ページの下からデジタル化への対応についてでございます。こちらにつきましては37ページまで記載しているところでございますが、35ページで記載してございますのは、地方公共団体におけるデジタル技術の活用の必要性が一層高まっていること。また、地方行政のデジタル化への対応としては、サービス提供内容や手続等に関する活用が挙げられ、また、公共私連携や自治体間の連携などにおける取組が期待されるということに記載してございます。

続きまして、36ページでは、「さらに」ということで、デジタル技術の特性を生かしつつ、全国的な共通基盤等の整備や国・地方の連携等を推進する必要があるという形にしてございます。

その上で、二つ目の■というところで、地方においてデータの利活用やアナログ規制の見直し等を図ることは、住民サービスの向上、自治体の業務の高度化につながり、分権改革を深化させ得ると言えるということにしてございまして、「このため」ということで、三つ目の■でございますが、重点募集テーマといたしまして、デジタル化関係の設定、また、提案の視点の例といたしまして、様式や帳票の見直し、また、デジタル基盤の統一化・共通化を記載するなどとした上で、集中的に模索して制度改正につなげることを通じて、住民視点でデジタル技術を活用していく観点から分権改革の推進を図っていくことも考えられるのではないかとしてございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

ここからは、(2)といたしまして課題と対応の方向性について記載をしてございます。まず、①の住民参加の視点の重視についてでございます。

38ページでは、まず課題について記載をしてございます。一つ目の○で記載をしてございますのは、一番下、住民自治の機運を高め、住民自治の拡充を図ることが重要である。また、二つ目の○でございますが、住民と情報共有しながら、地域の現状を認識し、将来の在り方を考え、どのようにサービス提供を維持していくのかを住民と共に考えていくことが必要だ。また、2行飛びまして、地方議会の果たす役割がますます重要になるといったことなどを掲載してございます。

39ページをお願いいたします。

課題の続きといたしまして、今後の改革の推進に当たっても、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれる。また、こうした好循環の生成が住民の実感を伴うようになることなどが10年を経過した今こそ求められているといった形にしてございます。

これらを踏まえた上で、対応の方向性として二つ書いてございますが、まずは39ページの3行目、住民参画の機会の拡大を図り、成果へとつなげるまでの方策と改革の成果を住民に分かりやすく還元するための方策の二つを並行して拡充させていくことが重要だという形にしてございます。

その上で、40ページでございますが、今申し上げました最初の方の方策、住民参画の機会の拡大を図るための主な方策について記載をしております。

一つ目の○で記載しておりますのは、住民参加型ワークショップの充実等の場づくりでございます。主な記載としては2段落目のところに記載しておりますが、内閣府と地方公共団体の連携の下で、住民参加型のワークショップや会議体等を開催し、地方からの提案にいかしていただくことを可能とする取組を全国の複数箇所を実施し、全国に周知して横展開を図るべきだということを記載しております。

また、その次の段落では参加者についても記載しておりますが、最後の文章の「また」以下で役割・機能の発揮がますます期待される地方議会の議員が参加することも考えられるとしてございます。

続きまして、41ページでございますが、住民参画の機会の拡大を図るため主な方策の場づくりの続きでございますが、なお書きといたしまして、地域住民や事業者等にとっては、具体的な支障が国、地方のいずれの制度に依拠するものなのかなかなか判然としない場合が多い。この点に留意した上での運営が望まれるといったこと。

また、次の段落でございますが、地方公共団体においては、こういった実践的な活動の内容を始め、提案の状況等について、地方議会に対し、適切に報告や説明を行うことが求められるといったことも記載しております。

その上で、次の○でございますが、提案方法の改善でございますが、第2段落目、提案様式について更なる見直しを図るなどの記載をしております。

42ページをお願いいたします。

ここからは、改革の成果を住民へ還元するための主な方策でございます。

まずは一つ目の○、住民サービスの向上につながった取組や成果を取りまとめた簡易な広報物の作成などについて記載をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、全国シンポジウムにおけるコンテンツの拡充や、また、私ども内閣府において実施してございます活用状況調査について、住民参加の視点からの見直し等について記載しているところでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

②他の類似分野への面的な見直しの展開ということでございます。これまで提案募集方式において具体的な支障に基づく提案に一つ一つ対応をしてきており、今後も着実に推進するべきである一方で、個別の提案に対する措置の方向性等を議論する過程で、複数の提案には共通する課題等が存することに気付かされ、一括して対応する必要がある場合が生じてきており、こうした場合には、共通する複数の制度等について在り方を検討し、見直しを図っていくことが求められるとしてございまして、次の45ページにございますように、共通的な見直しを図るべき事項をピックアップした上で、地方の意見等を聴きながら見直しに向けて検討を進めることが考えられるとしてございます。

46ページをお願いいたします。

②の面的な見直しの展開の続きでございますが、一つ目の○で、「また」として提案募集方式において、提案の求める措置の内容が共通する又は類似する複数の提案につきまして、必要に応じて取り上げて検討することができるよう、提案募集方式の拡充を図ることが考えられるとして、例として、関連提案を追加で受け付け、一括して^{そじょう}俎上に乗せることは考えられるとしてございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

最後に、(3)今後の地方分権改革といたしまして、47ページ、48ページにわたり記載しているところでございます。

47ページの冒頭で、分権改革は地道に積み上げていくべき息の長い取組であること、また、次の■にありますように、これまでの理念を継承、発展させていくため、住民参加型の地域づくりなどを着実に進めていく必要があるなどを記載しているところでございます。

48ページをお願いいたします。

最後に、三つ目の■でございますが、分権改革は究極的には住民生活の向上のための取組であること、その目指すべきミッションは個性を生かし、自立した地方をつくることである。国・地方の双方がこの10年の成果をしっかりと継承し、更なる進展に向けて地道でたゆまぬ努力を積み重ねていかなければならない。この改革の更なる推進に当たり、引き続き地方分権改革有識者会議においてその方策等について議論・検討を行っていくという形にしているところでございます。

資料5については以上でございますが、なお、本資料の参考資料編といたしまして、関連データ等や実績を取りまとめたものを参考資料2として整えてございますので、併せて御参照いただければと思います。

私からの御説明は以上でございますが、この後に引き続いて、ただ今御説明させていただいた内容のうち、住民参加の視点の重視に関連いたしまして、住民参画の機会の拡大を図る取組をモデル的に進めていらっしゃる神戸市の事例につきまして、参事官の寺本から補足で御説明を差し上げます。

(市川座長) では、お願いいたします。

(寺本参事官) 寺本でございます。

参考資料3を御覧いただきたいと思っております。

今の御説明にもございましたけれども、住民参加の観点で神戸市のほうで取り組んでおられます規制・行政手続見直し提案制度の取組の御紹介でございます。

神戸市では、これまでも規制・行政手続の見直しを適宜行ってきたということでございますが、さらに負担軽減に向けて市民目線あるいは事業者目線からの見直しが必要ということで、この提案制度に取り組んでおられます。

本年8月より市民からの提案募集を開始されておられますが、(3)にございますとお

り、市民からの提案を専門家等で構成される見直しチームとともに整理し、所管部局において対応方針を検討した上で、提案内容と検討結果は随時ホームページで公開するというような流れで実施されております。

次のページをお願いいたします。

10月2日時点の提案受付の状況でございますが、8月からの2か月間で100件の提案を受け付け、そのうち検討対象が37件ということで、内訳は規制関係が15件、手続関係22件とのことでございます。提案の概要、分野別には表で整理されているとおりでございますけれども、今後は一定の件数がまとまった段階で検討結果を随時公表されるということでございます。

なお、この取組に関連しまして、当室からも現地で意見交換を行ってまいりました。説明は以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

かなり御説明を丁寧にしていただきまして、過去10年間のこの地方分権改革有識者会議の歩みと総括、それから、今後に対しても、継続していく取組と、あるいは新たな課題、対応策等を御説明いただいたということでございます。

まずは御説明等に関しまして何か御質問、御意見、あるいは今後の我々地方分権改革の進むべき道等の御示唆等もありましたら、御意見をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、湯崎議員、お願いいたします。

(湯崎議員) どうもありがとうございます。

それでは、若干長くなるかもしれませんが、私から今後の方向性について意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、資料5の方向性というところですが、2の10年の総括というところについてですが、提案募集方式については地方側の思いというのを大変多く酌みとっていただいているところでありまして、様々な制度改革につながってきたかなと評価しております。

これについては、市川座長あるいは大橋部会長をはじめとして、歴代の委員の皆様、あるいは多くの関係者の皆様、本当に多大なエネルギーを使って進めていただいております。これは心から御礼を申し上げたいと思っております。

2の(3)効率的・効果的な計画行政の推進にもあるのですが、昨年度はナビゲーション・ガイドが策定されまして、継続的な見直しに向けた環境の整備というのも着実に進められているということに感謝を申し上げたいと思っております。

引き続き、計画策定については、見直しが実効性のあるものになるように、内閣府に置かれては積極的な対応をお願いしたいと思っております。

具体的には、各府省において、地方の意見を十分に反映しつつ、政策の立案であるとか、あるいは法案の作成の都度、ナビゲーション・ガイドの遵守状況を内閣府にきちん

と報告するといった形で、計画等の策定による地方の負担軽減に資する取組というのを進めていただきたいと思います。

また、議員立法も引き続き課題になっておりまして、計画等の策定を求める法令の規定や通知などは原則として新たに設けないということは徹底していただきたいと思います。

それから、「従うべき基準」の見直しについては、これまで全国知事会の提言でも見直しを求めているところですが、地方側の問題意識が高いところだと思います。現在、全国知事会においても具体的な事例だとか課題などの収集を行っているところでもありますので、今後、取りまとめ結果を共有させていただきたいと思います。これについては地方の課題意識の強い分野ということで、抜本的な見直しの検討を今後お願いしたいと思っております。

それから、2の(5)国と地方の協議の場ですけれども、これまで全国知事会でも国と知事会が率直に意見交換をして、共同して政策形成を行う基盤となるような議論ができる場を設けるとともに、分野別の分科会を設けるといった仕組みの強化を要望してきたところですが、今回、環境省で第1回の国と地方の協議の場が設けられるというような形で、着実に取組が進んでいるかなと思っております。こういった取組が他の分野でも展開していくということをお伝えしているところでございます。

一方で、地方行政は様々、人口減少とかあるいは職員数も減少していくという中で、社会課題は逆に多様化して、また、複雑化しているということがあります。これに迅速に対応していくということが求められているわけなのですが、総理が6月21日のデジタル行財政改革の会見で発言されているのですが、令和の時代にふさわしい国と地方の役割の再定義など、国と地方行政に係る制度や組織を一体的に変革していくというのが非常に重要だと思います。

提案募集方式との関係で申し上げますと、地方に引き続き支障事例だとか制度改正効果といった立証責任が課されているところで、一つの改正事項を実現するだけでも多くの時間と労力を要しておりまして、これは推進室の皆さんも実感されているところだと思いますけれども、ずっと提案を提出し続けるというのはなかなか限界があるのではないかなと。これ自体が大きな手間になっているということがあると思います。市町村で提案するところが限られてきているというのは、そういった背景もあるということをよく考える必要があるのではないかと思います。

10年間で3,000件を超える提案があったわけですが、これは逆に言うと、それだけ非常に細かいことまで国が決めて地方をコントロールしているということの裏返しなのです。今回の重点事項の整理の表なども御覧いただいてもお分かりになると思うのですが、本当に細かいことが、逆に提案募集方式に出して変えてもらえないとできないということになっているという事実をやはりよく認識する必要があると思います。

さらに言うと、今の提案募集方式の中身が、これも今回の資料2なども御覧いただくと分かりやすいと思うのですけれども、例えば幼保連携型認定こども園の話とか、管理栄養士の話とか、建築物の計画通知の問題とか、生産緑地の話とか、これは全部どちらかという制度の改正の話であって、これはそもそも地方分権の話なのではないかと。

もともとこの提案募集方式というのは、地方分権を進めていくために行っているのですけれども、何となく国の制度を改善するという、これ自体は非常に重要なことなので、いいことだと思うのですけれども、ただ、これは地方分権の話なのか、制度改正の話なのかというのが若干こう分かりにくくなっているということになっているのではないかと。

また、逆に典型的に分権の話で言うと、地方公務員の休暇の制度なのですけれども、こんなことが国に定められていて、地方が自由に決められないのですかと。そういうことのおかしさをやはりよく考えていただきたいと思うのです。

さらに言うと、今回、今後の方向ということで住民参加の仕組みを入れるべきではないかと。かなり詳細に今回の提案の中にもこういう方式をするべきだとか、地方と国の制度がどちらか分からないので、それについて留意すべきだみたいなことが書いてあるのですけれども、これはまさに住民と地方公共団体の関係とか、あるいはこの提案募集のやり方を中央でこういうふうにやりなさいと決めて言っているわけなのですよね。これは地方分権なのですか。全く逆ですよね。さっきの提案募集が事実上制度改正のものになりつつあるということも踏まえると、国の制度の改正のために、地方がこういうやり方で事業者とか市民の声を吸い上げなさいというやり方を指示しているような内容に正直に言っているのではないかと思います。

もともと住民から離れたところで意思決定されている体系というのが法体系としてあって、その問題を解決することなしに住民参加を促そうとしても、無理がある話であって、住民に身近な地方でそもそも意思決定をしたり、方針をつくるという中で、初めて住民参加というのも意義があるものになるということだと思うのです。つまり、住民自治の強化というときには、住民自治を通じて国の制度をどうこうするかという話ではなくて、住民自治を通じて団体自治の在り方を決めていくとか、団体の中でどういうことをやっていくかということを決めていくということが地方自治の本旨であって、今回提案してあるようなことは住民自治の強化と逆にかけ離れたものになっているのではないかと思います。

問題の本質は、そういう意味では、提案募集をしなくてもいいような状態にすることであって、そのためには、国から地方にもっと包括的に権限とか財源を分配して、最適な配分にするということを見直すということだと思います。

こういった視点を踏まえて、地方分権改革有識者会議での議論も進めていただきたいと思います。

市川座長にはよく御理解いただけると思うのですけれども、全体をよく見ていただく

と、国と地方は対等と言いながら、完全に親子関係になっていて、しかも、親子の中でも、親が物すごく細かいことまで全部決めて、一々親の総務部にお伺いを立てないと何も決められないということが、まさに今回の提案募集などでも如実に見えると思うのですよね。この関係自体はやはり変えていくということを考えないといけないのだと思います。

他方で、提案募集自体は、まさにいろいろな制度を改善していくという観点からも非常に有効であることは間違いないので、これ自体はいいことだと思うのですが、それについてのやり方は地方に任せたいと私としては思っているところでございます。

すみません。長々となりましたけれども、以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

非常に本質的な、しっかり議論しなければならない部分を御指摘いただいたと思っておりますけれども、今の御意見に対してでも結構ですし、御意見がございましたらお願いしたいと思っております。

では、三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 今、おっしゃるとおりだと思います。ただ、すぐに地方とか国を変えていくには、やはり様々な手法が大事だと思っております。例えば最後のほうにありましたように、横連携とか横展開というのは、なかなか一つの自治体でおかしいなと思っても実現できないのです。ただ、ほかの団体でもそういうことをやっているということを国に分かってもらって、それを解決していくということも大事なことだと思いますし、先ほど申しあげましたデジタル化もそうなのですけれども、例えば我々の市で悩んでいることがほかの市町村でも悩んでいる可能性があるものですから、そういうのをこの分権会議のほうで取りまとめをしていただければと思います。それから、逆にほかのところでこういういいことをやったということであれば、それはまた私どもの参考になりますので、国の皆さんが上から目線ではなくて、地方公共団体のことも考えながら横の連携を取る仕組みづくりをやっていただければ大変ありがたいと思います。

それから、議員と住民の参加なのですけれども、実はこういうことを申し上げると差し障りがあるのですけれども、議員にもかなりいろいろな差があるのです。デジタルをうんと活用している人とほとんど活用しない人、それから、住民の中に溶け込んでいく人とそうではない人、そういう人たちに例えばこういう会議に来ていただいて、自分がどういう目線で立っているかというのを分かってもらうということも大事だと思います。

それから、住民の方のお話をしますと、今、住民の方が物すごくいろいろなデジタルだとか問題意識を持っているのです。その問題意識を持っていることを公益とか行政のために役立てたいという気持ちがあるのですが、そういう手段がないのです。その手段がないときにどうするかというと、市の方にいろいろ見えるわけです。先ほど神戸市の

事例が出ましたけれども、私どもも市長への手紙というのはあるのですが、年に何百通と来るのです。その中には、本質的な問題だとか、そうではない問題とか、いろいろあるものですから、そういうものから国のほうへ提案していくということになりますと、例えば市長への手紙が来た中で、これは国の問題ですから国のほうへ提案していきますと言いますと、それ自体が一人の有権者として行政なり国に関与しているという喜びになるものですから、そういう面で、包括的にやることも非常に大事ですけれども、個別の案件に対して1つずつ解決していくということも大事ではないかなと私は思います。

1つだけ私どもがお願いしたいのが「従うべき基準」、今のおっしゃるとおりなのですが、けれども、保育園の園児1人当たりの居室面積なのですけれども、あれは政令指定都市が原則採用になっているのですけれども、これからだれでも保育園という制度になった場合にうまくいかないのですよね。それは物すごく危機感を持っているのです。そのために、居室面積の基準の緩和は、ちょっと話題とずれますけれども、これから大きな問題になると思いますので、ぜひその辺についてもこども家庭庁と相談していただければと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

今、三木議員と湯崎議員から現場の声ということで、地方分権の本来的な在り方、進め方、国との関係について御意見をいただいたわけですが、その点につきまして何か。

それでは、高橋座長代理。

(高橋座長代理) デジタルについてはまた後で申し上げますが、湯崎知事の御指摘は非常に深く心に刺さりました。振り返ってみると、第二次地方分権で義務付け・枠付けの廃止・縮減を随分長い時間をかけて作業し、かなりの項目について義務付け・枠付けの廃止・縮減を実現できたわけです。しかし、そうは言っても、各省との合意ということもありましたので、できるところで精一杯作業してあそこまでできたと考えています。当時の小早川座長の下で私も作業に参画させていただきましたが、義務付け・枠付けの廃止・縮減についても、未完のものが残っているという意識は私も持っております。

そして、この提案募集方式に変わりましたが、引き続き義務付け・枠付けの緩和・縮減を一つのテーマとして取り扱ってきて、今、御指摘いただいたように、保育所の基準の緩和みたいな「従うべき基準」の標準化・参酌化を行ってきましたが、いかんせんなかなか各省とのやり取りの中で進まない部分もありました。そういった意味で、義務付け・枠付けの廃止・縮減の課題につき、我々がやるべき課題がたくさんあるということは、知事のおっしゃったとおりだと私も思っています。

そういった意味で、住民自治の拡大のために地方できちんとやるべきものは何か。そういう観点から、法令、政令、省令において、桎梏となっているものは何かという視点から、重点募集という形で取り上げ、住民自治の拡張のためにさらに作業をしていく段

階であるのではないかと思いました。貴重な御指摘をどうもありがとうございました。
(市川座長) ありがとうございます。

それでは、谷口議員、お願いいたします。

(谷口議員) ありがとうございました。

今回、10年目に当たるということで、提案募集検討専門部会の先生方、そして、事務局の皆様、関係府省の皆様、提案団体の皆様の御尽力にまず感謝するところから思っております。

この10年の流れの中で、提案の性質が変化したことを今回の取りまとめの中でお示しただいて、感慨深いなと思ったところがあります。自治体のほうから自由度とか自律性を増すような提案、つまり基準の見直しとか、規制緩和を国に求める声が多かった状況から、新たな取り組みや制度を提案する動きが出てきた。例えば神戸市の提案のように、地方公務員の特別休暇というものをどう考えるかというときに、むしろ国家公務員にもそういう制度があれば良いなと思いました。地方の実験的取り組みを国も参考にできる部分があるのではないかと思わせられた一つの事例でした。

それから、山下議員の資料の中にもありましたが、デジタルシステム基盤が充実してくると、仕事の共通化や国の一括処理・管理が可能になる部分がある。とすれば、地方自治体の業務がまた効率化できるかもしれないわけで、そこは非常にデジタル化の強みだと思いますので、地方自治体が国に働きかけて、国の仕事の仕方も変化するというような提案があり得るのだなと思って学ばせていただきました。

もう一つは、後ろの今後の方向性についてなのですが、先ほど湯崎知事や須坂市の三木市長からもお話があった住民参加に関することです。総務省の地制調の取りまとめ等でも、なかなか住民参加に関する記述が増えないのですが、地域社会のアクターとしての住民というものにクローズアップしていくというのは、意義深いと思います。

一方で、先ほど御指摘があったように、段階を踏まなくてはいけないというか、基礎自治体レベル、広域自治体レベル、国レベルは相当距離があり、範囲が異なっている。まずは自治体のほうで住民の意見集約等をやっただいて、その中で国の制度に関わる問題があれば、実際に自治体や事務局と一緒に提案していただく。今後の分権の提案を行うアクターを増やそうという視点で提案されているのかなとも感じました。

地方議会や首長様ももちろんそうだと思うのですが、地域社会の支えるアクターの皆様は、特に小さな自治体におかれましては、未来への危機感というのがあると想像します。住民は単に要望を言う主体ではなく、協力者であり参画者である、というスタンスが大事だと思います。地方議員の質の向上も求められている。多様な主体が参画するという事は、地方分権の本質的なところだと思います。

今、こちらの議員でもあった鳥取県の平井知事の呼びかけで、同県の投票率の向上を考える会に関わっています。そこでも、地域の民主主義の再活性のためには、例えばふだんから地域のことを考えたり、会話したりしていくような気風が大事、という考えが

打ち出されています。

また、高齢化や人口減少が著しい地域では選挙の立会人が確保できなくて、どんどん投票所の数が減っているから、立会人ではなくてカメラで良いのではないか、のような意見も出ました。こうなってくると地域の問題が国の制度や法律に関わってくる部分があるので、そういう現場の課題感というのを吸い上げる仕組みは大事ななと思いました。

この今後の方向性のところに足すと良いと思うのは、将来世代の参画です。例えば地域コミュニティで話し合うといった場面は、新しい住民とか若い人、女性などは、自分の意見は言いにくいのです。いま研究室では、デジタル・アバターを使ったコミュニティの話し合いと、リアルに集まって行う話し合いでは、どちらが話しやすいかを検証する実験をしています。属性がわからない中で話し合いをすると、社会的に弱い立場の人ほど話しやすくなると指摘されています。フラットな関係を構築できるというのも、デジタル化の面白いところだとも思います。

将来世代が地域を考える機会を、主権者教育の中に用意することも可能と思います。例えば学校の総合学習とか「こども会議」のような取り組みの中に含めてもらう。地域の将来を担うのはやはり次世代なので、大人が考えたことをこどもにやらせるのではなくて、将来世代の意見を反映させるという視点もあるといいと思います。

とはいえ、先ほど湯崎知事や三木市長がおっしゃったように、やはり段階を踏むというか、住民から国まではかなり距離が遠いので、まずは地域で住民の意見集約や交流を頑張っていて、国の制度設計などに関わってくる問題があれば考えていく、といった視点が要るかなと思います。

すみません。長くなりました。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、後藤議員、大橋議員、その後、伊藤議員の順番で御発言をお願いしたいと思います。

では、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 発言をお認めくださり、ありがとうございます。

先ほど湯崎知事から、これは制度改正の話であって、地方分権の話ではないのではないかなというようにところが多く見られるという御指摘がありました。実は私も資料4を拝見しているときに、同じようなことを思いながら資料を見させていただいておりました。したがって、今後の方向性を考えるときに、まさに湯崎知事がおっしゃられたように、本質的には提案募集をしなくて済むように、そのための権限移譲、財源移譲を進めていくというところに視点を合わせていく必要があるのではないかなというご見解に賛成いたします。

その一方で、提案募集方式を取り入れて、地方から提案できる公式なルートを確立したことには非常に大きな意味があると思いますし、また、最近力を入れて進めてこられた計画行政の効率化も、大変意味のある取り組みだと思います。確か夏の会議で、計画行

政のナビゲーション・ガイドを作ったけれども、条項数は残念だが純増していたというご報告があったと思います。引き続きフォローアップをしていただいて、地方の負担が減るようにしっかり進めていただくことも非常に重要だと思います。

住民自治については、他の議員の方々からお話がありましたように、内閣府が音頭を取った形でワークショップを充実させることの是非については議論があるところだと思いますが、住民の要望を地方の声として届ける回路ができることには意味があるのではないかとと思います。地方の国立大学に勤めておられますと、様々な形で地方の自治体の方や住民の方とお話する機会がございます。地方では、神戸市の事例にございましたように、土地利用や福祉、車などの関する要望を持っている住民の方が非常に多いと感じています。今は、地方自治体の委員会等で住民の方からそうした分野の要望が出たとしても、当該委員会の所掌ではない等の理由で地方からの要望として国に届けられることは多くはないのではないかと予想します。

他の点として、スライド42、これまでの地方分権改革の成果を見える化する取組について、難しいかもしれませんが、1つお願いしたいことがございます。学術研究に、出版バイアスという言葉がございます。出版バイアスというのは、統計的に有意に大きな効果があったことを示す研究成果は論文として採択されやすく公表されやすいが、統計的に有意でないとか、効果があるか分からないという研究成果は世に出にくいという偏りのことで、これにより、実際よりも効果が出たという研究成果の方が広まり、誤った認識や判断を導くことが懸念されています。それと同じようなことが起こらないように、もちろん成果をPRすることは大事だと思うのですが、ここはまだ解決できていないというような課題についても誠実にお伝えいただくことが大切ではないかと思えます。

以上になります。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋議員、お願いいたします。

(大橋議員) 上智大学の橋でございませう。

今までの議論、非常に興味深く拝聴しておりました。湯崎知事、三木市長の御発言についても非常に重く受け止めさせていただきました。

お話を伺っていて感じた感想のようなものにはなるのですが、この地方分権改革有識者会議ないし、その下で設置されている各種ワーキンググループ、専門部会の取組で難しいのが、地方のイニシアチブと国のイニシアチブのバランスの取り方なのかなと思いました。やはり地方自治の推進という意味でも、効果的に政策を推進するために国がある程度方針を決定するという場面はありうるのではないかと。ただ、そうは言っても、あくまで地方自治の推進のための諸施策ですから、地方の現場の意見を最大限尊重しながらということで、地方のイニシアチブと国のイニシアチブを効果的にきちんとバランスを取って考えていくということが、必要だけれども非常に難しいことなのでは

ないかと思いました。

私、今年度初めてこの提案募集の部会のほうに参加させていただいて、この作業に参加させていただいたわけですが、そこでも、例えば現行の提案募集の仕組みでは重点募集テーマの設定というのがとても大きな影響を与えている。重点テーマを中心に検討を行うということで、提案募集の現行の運用において大きな影響を及ぼしていると思います。この重点募集テーマの設定というのは国がするわけで、これは令和2年から試みが始まっているということです。やはり、提案募集のやり方も時を経て、最初は純粋なる地方のイニシアチブによる試みだったのが、効率的に推進するために重点募集のテーマを設定するなど、やり方が少しずつ時によって変わってきている。より効果的に地方自治を推進するために変わってきた面もあるのかなと思っております。そういった意味で、適切なイニシアチブのバランスの取り方というものは今後も慎重に考えていく必要があるかと思いました。これが、一つ議論を拝聴して感じた感想でございます。

あともう一つ、住民参加について幾つも御指摘を頂戴していたところですが、個人的には、分権改革、特に提案募集の仕組みとの関係では、国と自治体の間で権限等の配分などについてやり取りが行われているときに、住民にとってその改革が本当にメリットになるのかどうかという住民の視点というのはどれだけ反映されているのだろうかというところを少し疑問に思う場面というのもありました。ですので、住民の視点というのを地方分権改革のこの仕組みの中で入れていくというのは、そのような意味で、国と自治体のやり取りの中で全てを終えるというのではなくて、やはり住民の視点というのを忘れないという意味では非常に大事な視点なのかなと思っております。ただ、国が自治体と住民とのコミュニケーションのやり方を規定するとかそういったことはあってはならないと思いますので、その点については十分留意が必要なのかなと思いました。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、伊藤議員、お願いいたします。

(伊藤議員) どうもありがとうございました。

既に皆様から御意見をいただいているので、重複しないところを申し上げたいと思います。

1点目は、湯崎議員から先ほどお話があった点ですが、やはりこの提案募集方式というのは一種各個撃破の方式なので、全体的な戦略が多分見えづらい、あるいはスピード感が足りないというような御意見だと思います。これは方式に伴う制約といえますか、しょうがない部分があるのですが、やはり大きな地方分権改革という戦略をどう考えるかということも恐らく今後は必要になってくると思います。ひとまずはこの提案募集方式の路線で行った場合の方向性というのが今回の案ということになるかと思いますが、我々としてもどこかできちんと戦略を考える必要はあるのかな

と思っております。

2点目は、山下議員の御意見にもあるところで、最初のほうに三木議員から、デジタルの関係でこの提案募集方式が一種の窓口として機能しているというお話がございました。政府全体でその時々でいろいろ変わるわけですがけれども、今、デジタル行財政改革という話になっていて、こちらでも関係する提案を扱っているということがあります。高橋座長代理がおっしゃったとおり、我々の提案募集方式をどういうふうにアピールしていくか、PRしていくかということも関係しますがけれども、いろいろな改革が同時並行で動いている中で、我々のこの会議なり、あるいは提案募集方式というのがどういう位置づけにあるのかということも国と自治体の関係者、さらに究極的には住民の方々に届くような形で発信していくということが非常に重要なのではないかと思います。

具体的な方策は何かということ、なかなか難しいところなのですが、我々の成果がどういうふうを受け止められるか、あるいはどういうふうに位置づけられるかということも横並びで俯瞰して捉える必要があるのではないかと思います。

すみません。抽象的ですが、以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋部会長、お願いいたします。

(大橋部会長) いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。

私が感じている印象なのですが、今までの地方分権の議論というのは、国の行政的関与が過剰であることに対して地方を守るという改革が多かったと思うのです。逆の言い方をしますと、国の立法者については信頼を置いていて、立法的関与で地方公共団体の自由度が狭くなるというところについては私は無防備だったと思うわけです。それで、国の法律に変わっていただかないと、いかに地方が一生懸命自分のマンパワーとかリソースを使って自由にやろうと思っても、桎梏になっているような法律がいっぱいあるわけです。それを取り除きたいということがあって、そうしますと、法制度論と分権の議論というのは一見分かれるようなのですが、私にとっては一致しているという認識なのです。

最近感じますことは、地方分権が10年、20年進んできた結果として、かなり権限が地方に下りて、国のほうは審議会とかで議論して法律案をつくるのですが、実際に法律をつくる国の方が案外現場のことを分かっていないとか、地方支分部局とかがあって行政をやっているところは分かっているのですが、分かっていない省庁では、ある意味で臨床をやっていない人がマニュアルを書いているような危なさがあります。国の法律案をつくる制度担当者も現場に下りてきていただいて、一緒に問題を見て考えていただくということが必要なかなと感じています。そういう意味からいくと、分権で今やっている提案募集は、そういう意味での制度改革と一緒に、国が現場に下りてきて、個別の案件から制度を見直す現場主義の試みだというような受け止め方をしています。これは今後も続けていかなければいけないという気はして、中長期的な着地点

について私は湯崎知事と同じような目標を描いてるのですけれども、そこに至る過程では提案募集の推進が必要な気がしております。

そういう観点からいきますと、今日も三木議員からもお話しいただいたのですけれども、デジタル化というのは国のほうはすごく大きな制度改革に関心があって、個々のところの使い勝手みたいなところは関心がないような印象を持ちます。ですから、そういう点については、自治体からの声をここで拾い上げるという意味では、やはり重点事項にデジタル化の問題を取り上げて、次年度以降やっていくということが必要なのではないかと、そんな関心を持ちました。

2つ目は、住民自治は、神戸市がこういう形で具体的に出していただいて、非常にありがたいのですけれども、ただ、このやり方に何も固定するつもりは全然ありません。神戸は神戸でこういうやり方を進めていただければと思います。けれども、神戸が取り上げて神戸でできることもあれば、国の制度を変えなくてはできないこともあるので、こちらにつながってくるし、また、ある自治体が制度を変えたいと思ったときに、自分のところの市民の意見も聞いてもらって、それを一緒にこちらにぶつけてもらうとか、いろいろなやり方はあると思うので地方ブロック会議で提案募集の説明をするときに、神戸のやり方に固執する趣旨では絶対はないのだということを前提にして、けれども、こういう有意義な試みがありますという情報提供は進めて、住民に寄り添った自治体からの提案というような要素を来年度以降もっと大切にしていきたいなと思います。

なお、共同提案という仕組みですけれども、これまでは一人が手を挙げたらこの指とまれでほかの自治体提案を挙げて、さきほど三木議員がおっしゃったように、共通の課題がありますということを示す意味では非常に有意義な仕組みだったのです。けれども、今回このペーパーに出ているのは、ある事項について提案が出たときに、横並びで同じような問題があるから、こちらと一緒にやってほしいという事項拡大型の共同提案みたいなものです。これも面白いのでやってみたらどうかという気はします。ただ、これはかなり早期の段階から横並びの提案事項を仕込まないと準備ができないので、事務局に負担をかけますけれども、そういう点はやってみる必要があるのかなと思います。

最後に、湯崎知事がおっしゃったことで非常に私も共感するのは、立証責任が自治体のほうに課され過ぎている点です。こういう支障があるということまで地方から言えば、あとはそこを解決するのは国と地方と一緒に考えるということではないかなと思います。私が冒頭に申し上げたのはそういう意味で、そうだとしますと、立証責任が厳し過ぎたというところは少し変えていく必要があるので、そういう点を次年度の提案募集である程度方向性を示していただければと、作業がさらにやりやすくなるかなという印象を持っています。

(市川座長) ありがとうございます。

あと、高橋座長代理と勢一議員からも御意見をいただきますけれども、その前に、今までのところも含めて、湯崎議員のほうからコメントをいただけたらと思います。

(湯崎議員) ありがとうございます。

今の太橋部会長の御意見も含めて、いろいろな方から御意見をいただいたところで、感謝を申し上げたいと思いますけれども、住民参加のところだけもう一回発言させていただくと、神戸市の例はすごくいいと思うのですよね。それはそれで、まさにこういう例がありますよということを周知いただければいいと思うのですけれども、今回、今後の方向性というところを書いてあるようなことになると、これは事実上こういうことをやれというのを強制するようなことになっていくのだと思います。

大変申し訳ないのですが、すごく厳しい言い方をしますけれども、これはまさに国の各省庁がいつもやるやり方で、ここに直接書いてあるのは、住民自治が大事だとか、こういうことが適当であると。横展開を図るべきだとすごくソフトに書いてあるのですけれども、これは裏を返せば、いいやり方をモデルを使ってやるので、モデルができれば、それは各自治体が採用しなさいと言っていることに等しいのですよね。これは努力義務と言いながら、事実上やらなくてはいけないというような法体系をつくっているようなやり方と非常に共通してしまっていて、こういうことが本当に自治だとか、あるいは自治を縛ったり、あるいは自治体の事務を増やしているということを十分に認識していただきたいと思います。

さらには、後ろのほうにも本当に事細かにこういう情報発信をしなさいとか、議会にこういうふうには報告しなさいと全部こういうふうには書いてあるわけですよね。これは正直本当にやめていただきたいというのが私の意見ですし、これは実は知事会からももう少しソフトな言い方でやめてほしいというのを強く言ってくれと確かに言われていますので、そこら辺は強調しておきたいと思います。大変申し訳ありません。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、勢一議員、お願いいたします。

(勢一議員) ありがとうございます。

皆様、既にたくさん貴重な御意見をしておられまして、私も重ねてというところにはなりませんけれども、少しだけお話をさせていただければと思います。

湯崎議員、三木議員の御指摘、私も非常に重く受け止めて、考えていかなければいけないと実感いたしました。

提案募集をしなくても地方自治が円滑に進む制度環境を目指すというゴールは、私も共有させていただいているつもりです。そういう意味では、分権改革が始まって長いですが、今なお過渡期にあるのだろうと思っています。

提案募集については制度改善であって分権ではないという御指摘は、当てはまる案件があるように私も自覚はしております。他方で、これが始まった10年前は、地方側が国の制度に対して声を上げる場というのはそれほどなかったところですので、ある意味代替的な利用も中にはあったのだろうと思っています。ただし、制度改善と分権とは両者の区別が明確でない事例もありますので、提案募集という枠で受け止めていけるものが何な

のかについてはもう少し丁寧に考えていくという形で、提案募集はもう少し頑張れるのではないかと思っているというのが私の感想であります。

確かに今後、特に住民参加との視点では、国側から言われるのではなくて、地方公共団体側で各団体の特性に応じて自発的かつ自由に住民自治の在り方を考えていくというのは、もちろん言うまでもない大原則であると思っています。その上で、それをサポートする場の一つとして提案募集はあるように思っています、これは三木議員の御指摘と重なるのですけれども、提案募集が地方分権を進めるフォーラムになっている部分はあるのだらうと思います。特に共同提案をすとか、さらに、他団体の提案に対する追加共同提案をすとかは、まさにフォーラムとして分権の在り方を共有して進めていくということで、ネットワークをつくるという部分にも寄与しているのかなとは感じています。

平成26年に提案募集を始めたときに、やはり住民の視点というのが非常に重要であると示されました。これまで国からの委員会方式でやってきた上からの分権ではない分権の形を探していくときの一つのキーワードであったと思いますので、ここの部分を実際に提案募集という仕組みの中で受け止め切れているのか。それがまだなお足りないのではないかというのが今回の指摘になるのだらうと私は感じています。

人口減少も進んできていて、住民の価値観も多様化していますので、そうした各地域での多様性を受け止める制度をどのように構築していくか。さらに、現行制度を変えていくについては、制度所管の国側も責任を持ってそれに取り組んでいくというところ、それを実現しているのが提案募集ではあると思いますので、ぜひそういう形で、地方6団体等の大局的な政治的な議論による分権とセットで進めていくような体制を検討していくのが望ましいように思っています。

私からは以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、高橋座長代理、お願いします。

(高橋座長代理) 時間の関係で手短に。

まず、細かな点です。神戸の御紹介ですが、神戸市の中で解決できることと、それでは解決できないことが出てくると思いますので、神戸市の中で解決できないところは分権提案に結びつけていただく。こういう観点から、ぜひいろいろなところのルート、先ほども御発言がありましたが、住民の声で提案募集方式に結びつけていくというルートを開発し分権提案につなげていくことの重要性を強調していただければありがたい、と思います。

それから、細かな点をもう一つ。本年度、夜間中学の問題が議論になり、結構大きな成果を得たと私は思っています。当初は出席に該当するかをこだわっていた文部科学省が、結局のところ、オンラインでしっかり学習すれば修了まで結びつくということをはっきり言っていた。これは非常に大きな成果ですので、ぜひ資料5の11ページに

付け加えておいていただければありがたいなと思いました。成果として特記して頂くよう、お願いしたいと思います。

最後は、大きなところのデジタルの話です。大橋部会長が非常にいいことをおっしゃっていただきました。国が制度設計をすると、自治体の現場で実務と離れたところで制度設計がされがちなどころがあることが提案募集方式でよく分かったことだと思います。そういう意味では、37ページと47ページに国と地方の連携の話が出てきますが、その中に、住民や企業と行政とのインターフェースは地方公共団体が担っていることから、地方公共団体の現場の実情を制度設計に反映させる視点が重要だという点を強調して頂く視点から、連携の記述を考えていただき、記載を盛り込んでいただければありがたいと思っています。

そして、これから少し蛇足を申し上げます。アジャイルという言葉があります。行政においてもアジャイルは重要だと思うのですが、民間の場合にあっては、使い勝手が悪い技術とか、信頼性が置けない技術は競争の中で淘汰されていきます。結局、信頼性がある技術、使い勝手がいい技術が社会と市場を支配していくということになる。これに対して、行政の場合は独占でございまして、そこで使い勝手が悪いとか信用性が置けないシステムだということになりますと、結局システムそのものが死んでしまう話にもなると思います。そういった意味で、現場の実務をしっかりと国のデジタルの制度設計に反映させる仕組みをぜひ確保する必要がある。その一つのシステムとして地方分権があるのだということを、それから、さらに言うと、国と地方の協議の場があって、分科会方式というのは非常にいい制度があります。したがって、デジタル化についても分科会方式を参考として地方公共団体とデジタル庁・各府省が協議を進めていただきたいと思います。

そこで、37ページから47ページのところにそういう観点をぜひ入れていただければありがたいなと思っています。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。貴重な御意見をたくさんいただきました。

最後に、事務局のほうから、山下議員の御質問の件、また、今までいただいた御意見も含めて、今回の今後の方向性について、事務局としてのお考えも含めて御説明いただけたらと思います。

(恩田室長) いろいろな御意見をありがとうございます。

湯崎知事から頂いた御意見ですが、私ども事務局であるべき姿みたいな形で少し強調し過ぎたところがあって、それが強制的な形で映ってしまった部分があるかと思いますが、そこは当然そういうつもりはないわけでございますけれども、書き方も含めまして、今後の方向性のところについては、今、いろいろな御意見を頂きましたので、工夫させていただきまして、また皆様方に意見調整をさせていただいて、最後取りまとめいただくようお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

御意見をいただきましたとおり、この分権改革有識者会議の場というのは、特に今回は今後の方向性ということを議論していますので、ここは丁寧にもう一度しっかり議論をさせていただきたいと思っておりますので、今日の御意見も踏まえて、もう一度事務局のほうで整理して、もう一度議論をさせていただく。これは時間は大丈夫ですね。今後の方向性については、その辺はタイムスケジュール的にはどうですか。それとも、ある程度御意見をいただいたので、我々のほうでお任せいただいて次にお示するというほうがタイムスケジュールとしてはいいのでしょうか。その点、教えてください。

(恩田室長) まず、一度事務局で整理をさせていただきまして、議員の方々に変わった部分も含めまして御連絡をさせていただいて、その上で、またもう一度こういった場を設定することが必要だというような御判断があれば、私どもといたしましては、そういった形を取らせていただくということで、そこも含めて、すみませんが、座長ともよく相談させていただければと存じます。

(市川座長) ということで、一度持ち帰りまして、検討させていただきたいと思っております。

いずれにしても、私の個人的な感覚ですけれども、団体自治の議論は結構十分にされてきて、いろいろな制度改革も進んでいるとは思っているのですが、本来あるべき住民自治の部分が議論としてもまだまだ十分でない部分もあるなど、今、皆さんのお話を伺いながら感じております。やはりあるべき地方分権の姿を考える上で、国がどういうふうな地方をサポートできるのか。この場はそういうことを議論する場だと私は考えておりますので、そういう点も含めて整理して、もう一度お話しさせていただければと思います。

そういう形でよろしいでしょうか。

湯崎知事、いかがでしょうか。何かありましたらどうぞ。

(湯崎議員) ありがとうございます。結構です。

そもそも住民自治とは何ぞやということをよく踏まえた上で御検討いただければと思います。先ほど申し上げたように、住民自治の基本というのは、やはり自らのことを自ら決めていくということだと思っておりますので、国の制度の改善について住民の意見を入れるというのは、それも住民自治というか、住民の声を入れるということは非常に重要なことだと思っておりますし、実際にそのプロセスは入れればよいと思うのですが、それはまたいろいろな文脈というか、いろいろなやり方もあるということも含めて御検討いただければありがたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、本当に貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、次に連絡事項がありますので、お願いいたします。

(田中参事官) 多くの議論を頂きまして、誠にありがとうございました。

私のほうから、最後にその他ということで、報告事項を2件簡潔に御説明差し上げたいと思います。

まず、計画策定等に関するワーキンググループの継続についてでございます。

参考資料4を御参照いただければと思います。

こちらの有識者会議の下で、令和3年11月から2年間にわたってワーキンググループが開催され、資料5の中でも御説明を申し上げましたように、ナビゲーション・ガイドにつながる報告書等のお取りまとめをいただいたところでございます。

政府といたしましては、このナビゲーション・ガイドに基づいて計画策定等の見直しに取り組む必要がございますので、引き続きこのワーキンググループにおいて継続をさせていただき、政府の取組に関する御審議をお願いするというものでございます。

当面の主な審議内容、それから、構成員については、資料に記載のとおりでございます。

続きまして2件目、いわゆる活用状況調査についての今後の取組に関してでございます。

こちらは参考資料5をお願いいたします。

資料5の冒頭で記載をしておりますが、提案募集方式により改正等がなされた制度の活用状況を定量的に把握するというために、平成30年度からこの調査を実施しているところでございます。必要に応じて総務省行政評価局との連携調査も適時実施してきているということでございまして、令和5年度につきましても活用状況調査を実施する予定でございます。

その内容につきましては、次の2ページを御参照いただければと思います。

住民参加の視点の重視の観点から、調査項目の見直しを行った上で、調査対象としては、真ん中のところに記載をしている(1)、(2)を対象とするという形にさせていただくとともに、調査方法の二つ目の中ポツで記載しておりますが、定量的な把握に加えて、改革の成果を住民等に周知するために、地方公共団体で行っている取組についても調査項目に加えるという形にしたいと考えてございます。

具体的な調査項目については3ページに記載しておりますが、新規に調査対象とするものは9件、過去に調査を行ったものでフォローアップ調査対象とするもの5件の合計14件でございます。

こちらの結果については、またこの有識者会議において御報告をさせていただいた上で、公表させていただくという形にしたいと思います。

この調査の関係で、先ほど資料5の関係で御意見を頂きました。後藤先生から御意見があったかと思っております。その観点も踏まえて、この調査の実施に留意していきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、私の進行が悪くて時間が超過しております。申し訳ありません。

最後に、井上内閣府審議官から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願います。

(井上内閣府審議官) 各議員、構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様の御努力によりまして、今年も地方から寄せられた多くの提案について実現できる見込みと伺っております。改めて感謝を申し上げます。

政府として、本日御了承いただいた令和5年の地方からの提案等に対する対応方針案については、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において決定するため、最終的な調整を進めてまいります。

また、本日の会議では、地方分権改革の今後の方向性についても議論いただきました。非常に本質論に遡る御議論をいただきまして、我々、事務方ではございますけれども、どういう頭の整理、考え方の下で今の我々の業務を行っていくべきか、どういう点に留意すべきか、足らざる点はどういう点にあるのかといった点で、事務方としても大変頭の整理ができて、改めて感謝を申し上げます。

どうか引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力いただければと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、本日の合同会議を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)